**省略する添付書類票**

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第７条ただし書きに基づき，次の添付書類を省略します。

省略する添付書類（省略する書類の□にチェック）

□縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

□サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類

□入居契約に係る約款

□サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類

□法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類

※更新に係る登録申請において，上記添付書類の省略をする場合には，登録申請書にその旨を記載するか，本票を登録申請書に添付して提出してください。